

75歳以上の高齢者・重度障がい者の皆さんへ

タクシー・バス・鉄道の共通利用券を交付します

皆さんに外出の機会を多く持っていただくことを目的として、4月1日(月)から、タクシー・バス・鉄道のいずれにも使える共通利用券を交付します。

☎ 長寿介護課 ☎ 0558-76-8011 (高齢者)
☎ 障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007 (障がい者)
FAX 0558-76-8029

交付内容

【高齢者】 10,000円(100円券×100枚)
【障がい者】 14,000円(100円券×140枚)

対象者

令和6年4月1日現在、市内に住民登録があり、施設入所をしていない、次のいずれかに該当する人。

【高齢者】
昭和24年4月1日以前に生まれた人(年度途中で75歳になる人は対象外)

【障がい者】
・身体障害者手帳1・2級を持っている人
・療育手帳Aを持っている人
・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人

交付申請

とき(土日祝を除く)／
① 4月1日(月)～19日(金)
8時45分～16時30分
② 4月22日(月)～令和7年3月31日(月)
8時30分～17時15分

ところ／
① あやめ会館、大仁庁舎、葦山支所
② 大仁庁舎

その他／
申請は代理でもかまいませんが、申請書には対象者の氏名、生年月日、住所、電話番号の記入が必要となります。

持ち物

受付窓口へ申請に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書など)



重度障がい者の皆さんへ

郵送申請を受け付けます

住所、氏名、生年月日、電話番号、郵送希望の旨を明示し、4月30日(火)までに電話またはFAXで障がい福祉課に申し込みください。
※詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

障害者差別解消法改正

事業所にも合理的配慮の提供が義務化されます

☎ 障がい福祉課
☎ 0558-76-8007
FAX 0558-76-8029

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的扱い」を禁止し、障がいのある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるとなどを通じて、「共生社会」を実現しようとしています。

○令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者(個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む)による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。

【合理的配慮の提供とは?】

事業者や行政機関などに、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。



▲詳しくはこちら

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。この保険料率は各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定しています。



☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905

▶令和6・7年度の保険料率(年額)

区分	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率	8.29%	9.49%
均等割額	42,500円	47,000円

年間保険料＝「所得割額(前年の総所得金額等－基礎控除額43万円)×9.49%」＋「均等割額47,000円」
※100円未満の端数は切り捨てになります。
※令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人に対して課する令和6年度の所得割率は8.8%となります。

▶賦課限度額

区分	令和4・5年度	令和6・7年度
賦課限度額	66万円	80万円

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられます。
※令和6年度の賦課限度額は、次の人につき73万円とする。
・昭和24年3月31日以前に生まれた人
・令和7年3月31日以前に障害認定を受け、被保険者の資格を有している人。ただし、昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた人で75歳に達した後、当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなった人を除く。

▶均等割額の軽減判定所得基準額

(世帯主および世帯の全ての被保険者の総所得金額などの合計)

区分	令和5年度	令和6年度
5割軽減	43万円+29万円×被保険者数	43万円+29万5,000円×被保険者数
2割軽減	43万円+53万5,000円×被保険者数	43万円+54万5,000円×被保険者数

所得の低い人の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

軽自動車税(種別割)の減免制度

☎ 税務課 ☎ 055-948-2918

身体などに障がいのある人や身体障がい者用の軽自動車対象です。減免は、障がい者1人につき1台に限ります。
また、普通自動車と重複して減免を受けることはできません。

軽自動車税(種別割)の減免対象車両

- 障がい者本人が所有し、かつ、使用する軽自動車(農耕車、ミニカー、特定小型を除く)
※所有…生計を共にする人が所有する場合も含む
※使用…生計を共にする人・常時介護する人が使用する場合も含む
- 車両構造が身体障がい者用の軽自動車

令和6年度 減免申請を受け付けます

申請期間／5月1日(水)～31日(金)
※土・日・祝日を除く
申請場所／税務課(伊豆長岡庁舎1階)
※各支所では受け付けできません。
持ち物／①障害者手帳など②車検証③運転する人の運転免許証④対象車両所有者のマイナンバーカード

その他／令和5年度に軽自動車税の減免を受けている人で、車両の廃車や名義変更などを行っていない場合は、5月上旬に「現況報告書(減免申請書)」を送付します。
※持ち物や対象となる障がいの範囲など、詳細は直接問い合わせください。